

知っていますか？ 成年後見制度

こんな時は成年後見制度を利用しましょう。

自分で財産管理ができないAさん

Aさんは統合失調症で長期間入院しています。親を亡くし、不動産を相続しましたが、本人は、その管理を行うことができません。そこで、遠方に住む叔母が、後見開始の審判の申立てを行いました。



司法書士が成年後見人に選任され、不動産の登記手続とその管理、医療費の支払い等を行ってくれることになりました。

将来の財産管理が心配なCさん

Cさんは将来に備えて、長女との間で任意後見契約を結んでいましたが、脳梗塞で倒れ、入院中に認知症の症状が現れはじめました。そこで、長女が任意後見監督人選任の審判の申立てを行いました。



弁護士が任意後見監督人として選任され、長女が財産管理や医療、介護の契約等の事務を行い、弁護士が監督することになりました。

悪徳商法の被害にあったBさん

軽度の認知症があるBさんは、同居の長男が留守中、訪問販売で必要のない高級呉服を購入してしまいました。困った長男は、高額の商品を購入する場合は長男の同意が必要となるように補助開始の審判の申立てを行いました。



長男が補助人に選任され、本人が長男の同意なく10万円以上の商品を購入したときは、契約を取り消すことができるようになりました。

身寄りのないDさん

Dさんは、夫の死後一人で暮らし、子どもや兄弟もいません。体調を崩して病院に入院しましたが、認知症が重度のため、自宅に戻ることはできません。病院のケースワーカーが地域包括センターに相談し、町長が後見開始の審判の申立てを行いました。



社会福祉士が成年後見人に選任され、金銭管理や、施設への入所申し込みを行ってくれることになりました。

※各事例は最高裁判所「成年後見関係事件の概況」を参考に作成したものです。

お問い合わせ

大磯町社会福祉協議会

電話 0463 (61) 9390

成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が十分でない方々は、財産や金銭の管理、様々な法的手続きをを行う必要がある場合があります。また、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力が十分でない方々の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした制度が成年後見制度です。

成年後見制度では、成年後見人等が本人に代わって契約などの法律行為をできるようになります（代理権の付与）、本人が成年後見人等の同意を得ないで行った法律行為を取り消したりすることができます（同意権・取消権の付与）。

主に、次のような支援を行います。

- 預貯金通帳や有価証券などの財産保管
- 生活費の出金や、医療・介護費用の支払いなどの金銭管理
- 介護保険や障害者制度のサービス契約、入院の契約
- 借家の契約や、自宅の保全などの住居の確保
- 相続や不動産の処分などの法的手続き



成年後見制度の特徴

成年後見制度の特徴は次のとあります。

- 既に判断能力が十分でない場合に利用できる「法定後見制度」と、将来に備えて利用する「任意後見制度」があります。
- 家庭裁判所が適切な成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選任し、成年後見人等には本人の意思を尊重し、心身の状態や生活の状況に配慮する義務があります。成年後見人等を複数にしたり、法人を選任したりすることもできます。また、親族がない、又は親族がいても関与を拒否している場合などは、市区町村長が審判開始の申立てを行なうことができます。
- 「成年後見登記制度」により、法務局に「法定後見」及び「任意後見」に関する登記がなされます。

成年後見制度のしくみ

法定後見制度

法定後見制度は、ご本人の判断能力の程度に応じて、**補助** **補佐** **後見** の3つに支援内容が分かれます。それぞれの制度の概要は次のとあります。

	補助	補佐	後見
要件	対象者の判断能力 医師による鑑定	精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害等）により事理を弁識する能力が著しく不十分な方 原則として不要	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある方 原則として必要
開始手続	申立権者 本人の同意	本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、成年後見監督人等、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市区町村長 必要	不要 不要
名称	本人 保護者 監督人	被補助人 補助人 補助監督人	被保佐人 保佐人 保佐監督人
同意権・取消権	付与の対象 付与の審判 本人の同意 取消権者	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為（民法13条1項所定の行為の一部） 民法13条1項所定の行為及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為 必要 不要 不要	日常生活に関する行為以外の行為 不要 不要
代理権	付与の対象 付与の審判 本人の同意 成年後見人等の責務	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為 本人、補助人 申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為 本人、保佐人 本人、成年後見人 本人の意思の尊重、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務	財産に関する全ての法律行為 必要 必要 不要

申立ての流れ

申立て

ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立書などの書類を提出します。
(申立てに必要な書類は5ページをご覧下さい。)

審判手続き

家庭裁判所は、申立て書類やご本人、申立人に面接するなどして、調査や問合せを行います。ご本人の判断能力について鑑定が行われることもあります。

審判

家庭裁判所が成年後見人等や後見内容を決定します。
必要に応じ、成年後見人等を監督する監督人が選ばれることもあります。

告知・通知

本人、申立人及び成年後見人等に選ばれた人に、審判の結果が告知又は通知されます。

成年後見登記

法務局に登記されます。
戸籍には記載されません。

成年後見人等について

ご家族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士などの専門家（第三者）及び法人が選ばれることもあります。

成年後見制度には、既に判断能力が十分でない場合に利用できる「法定後見制度」と判断能力が十分でなくなったときのためにあらかじめ後見人を定めておく「任意後見制度」があります。

任意後見制度

任意後見制度は、ご本人があらかじめ、任意後見人になってくれる人と後見してもらう内容について任意後見契約を結んでおくことにより、ご本人の判断能力が十分でなくなったときに、任意後見契約に従い、任意後見人がご本人を援助する制度です。

任意後見契約は、公証人による公正証書で作成し、登記する必要があります。

任意後見人による援助の内容はご本人の希望に応じて設定できます。

申立ての流れ

任意後見契約の準備

任意後見人になってくれる人（任意後見受任者）を探します。身近に任意後見人になってくれる人がいない場合、第三者後見人の利用もできます。

また、どのようなことを後見してもらうか、内容についても確認しておきます。

任意後見契約

公証人に公正証書を作成してもらい、任意後見契約を締結し、登記します。

ご本人の判断能力が不十分になった場合

任意後見監督人選任の申立て

ご本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者が、家庭裁判所に任意後見監督人（任意後見人を監督する人）の選任の申立てを行います。

任意後見監督人の選任

任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が発生し、後見が開始されます。



公正証書の作成について

公正証書は、お近くの公証役場で作成してもらいます。
外出が困難な場合は、出張してもらうことも可能ですが（別途出張費がかかります。）。
詳細は、お近くの公証役場にお問合せください。

第三者後見人等の報酬について

第三者が、法定後見制度の成年後見人等や、任意後見制度の任意後見人、任意後見監督人となった場合は、原則、報酬が必要となります。任意後見人の報酬額は契約に基づきますが、それ以外の場合は家庭裁判所が決定します。

成年後見制度 申立てに必要な書類等について

法定後見等開始の審判の場合

- ① 申立書・申立人照会書・本人の状況照会書・後見人等候補者照会書
 - ② 本人の戸籍謄本・本人の住民票又は戸籍附票・後見人等候補者の住民票又は戸籍附票
 - ③ 本人の登記されていないことの証明書（下記参照）
 - ④ 診断書および診断書附票
 - ⑤ 療育手帳（愛の手帳）のコピー（知的障害者の場合）
 - ⑥ 財産目録および財産関係添付資料
 - ⑦ （本人の親族の）同意書
 - ⑧ 親族関係図
 - ⑨ 収入印紙 申立費用 800円（同意を要する行為の定めや代理権付与を求める場合には、それぞれ別に800円が必要になります。）
登記嘱託用 2,600円
 - ⑩ 郵便切手 後見開始 3,430円 保佐・補助開始は 4,480円
 - ⑪ 鑑定費用 診断書附票に医師が記入した金額（補助開始の場合は原則として不要）
- ※①④⑥⑦⑧は様式があり、家庭裁判所やホームページから入手できます。



登記事項証明書の取得について

成年後見制度を利用すると法務局に登記がなされますが、申立ての際に、登記事項証明書（登記されていない場合は「登記されていないことの証明書」）が必要となります。

申請書は、最寄りの法務局又は地方法務局などで入手できるほか、法務省のホームページ（<http://www-moj.go.jp>）からも用紙を出力できます。

●申請先

窓口申請：東京法務局後見登録課及び東京法務局以外の各法務局・地方法務局戸籍課

郵送申請：返信用封筒（あて名を明記の上、返信用切手を貼付した長3サイズのもの）を同封して、次のところに郵送。

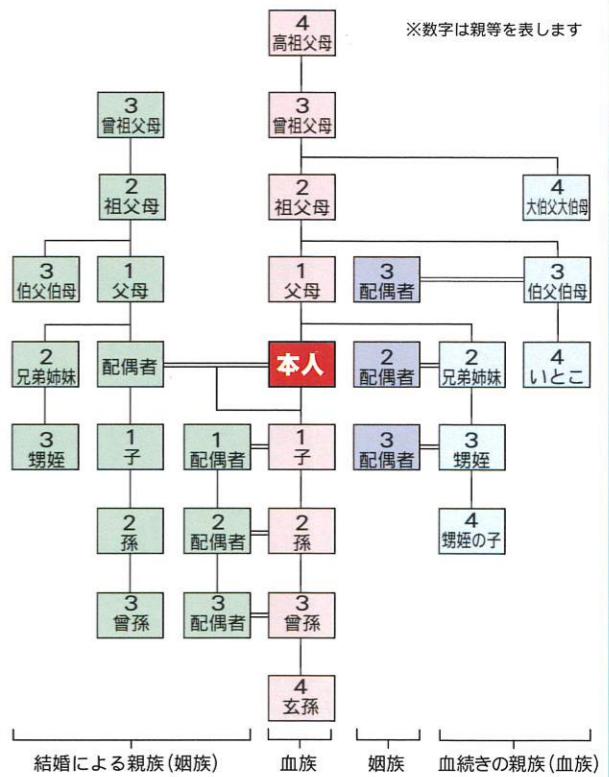
〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎（4階）東京法務局民事行政部後見登録課
(地下鉄九段下6番出口 徒歩5分)

電話：03-5213-1360

●申請に必要なもの

- ①登記されていないことの証明申請書（後見登記等ファイル用）又は登記事項証明申請書（成年後見登記用）
- ②収入印紙（登記されていないことの証明書1通300円、登記事項証明書1通550円）
- ③申請者がご本人でない場合
 - ・四親等内の親族…戸籍謄抄本等本人との関係を証する書面
 - ・代理人の場合…委任状
 - ・法人の場合…法人の代表者の資格を証する書面

四親等の親族図



法人後見制度とは？

成年後見制度による申し立てにより、家庭裁判所から選ばれた成年後見人等を大磯町社会福祉協議会が法人として担い、財産管理や身上監護を行います。

① 対象者

- 大磯町にお住まいの方
- 町県民税非課税の方（当法人要綱によります）
- その他（ご相談下さい！）



② 利用料金

相談は無料です。

後見等の業務に対しての利用料金は、家庭裁判所により被後見人（利用者）の資力等を考慮し、決定された報酬金額に基づいて請求します。

法人後見事業を始めるにあたっては、「社会福祉法人大磯町社会福祉協議会法人後見事業審査会」を経て、実施の可否を決定します。この審査会は以下の委員で構成されています。

<構成委員> • 弁護士 • 行政書士 • 社会福祉士等 • 行政関係者 • その他



お問い合わせ

- 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
- ☎ 255-0003 神奈川県中郡大磯町大磯 1352 番地の1

■ 社会福祉法人大磯町社会福祉協議会 ☎ 0463-61-9390 FAX 0463-61-7614
■ 大磯町地域包括支援センター ☎ 0463-61-9966 FAX 0463-71-9927